

令和4年9月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和4年9月総会議事録

1 日 時 令和4年9月15日(木) 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件 議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (3件)
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (3件)
- 第3号 空き家に付随した農地の指定について (2件)
- 第4号 農地転用の事業計画の変更について (1件)
- 第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権1件・農地中間管理事業に係る利用権1件)

報告事項

- 1 土地現況証明報告(非農地証明) (5件)
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約) (2件)
- 3 農地一時転用報告 (2件)
 - ・次回総会 10月14日(金) 午前9時30分から 市役所4階会議室
 - ・現地調査 10月 5日(水) 予定

4 出席委員(18人:議席順)

- | | | |
|---------------|--------------------|-----------|
| 1番 野中 保志 | 2番 藤川 久志 | 3番 大田 寛治 |
| 4番 林 一志 | 5番 深水 一男 | 6番 河野 八千代 |
| 7番 高林 司 | 8番 名和田 栄治 | 9番 大田 裕美 |
| 10番 大汐 光晴 | 12番 林 弘幸 | 13番 岡本 勇二 |
| 14番 木村 正雄 | 15番 中野 晴人 | 16番 末永 恵子 |
| 17番 山近 洋祐 | 18番 松田 昭洋(会長職務代理者) | |
| 19番 大野 耕作(会長) | | |

5 欠席委員(1人)

- 11番 岡島 史真

6 農業委員会事務局職員

- | | |
|--------|-------|
| 事務局長 | 角谷 隆士 |
| 事務局長補佐 | 坂倉 幸三 |
| 書 記 | 北村 実瑛 |

7 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和4年9月の総会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案が5件、報告事項が3件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、8月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和4年9月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は19名、本日の出席委員は18名、欠席委員は1名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

17番、山近洋祐委員、18番、松田昭洋委員、よろしく願いをいたします。

議事に入りますが、議案第1号番号1については、私の関係する案件でございますので、長門市農業委員会総会会議規則第12条の規定により、私は議事に参与できませんので、退席をし、議長を松田会長職務代理にお願いをいたします。

会長職務
代理

会長職務代理の松田でございます。大野会長に代わりまして、議長を交代し、議案第1号番号1について審議をいたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局

それでは、説明に入ります。1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和4年9月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字三隅下字●●●●、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は3,368㎡。

譲受人は、三隅下▲▲▲▲番地、●●●●さん。

譲渡人は、東深川▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲渡人は、農業後継者もないことから賃借人に譲渡することとした。譲受人は、譲渡人の申し出に応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。J R 山陰本線長門三隅駅から西へ約 2.4 k m に位置する農地です。

また、3 ページには公図を添付しております。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の下限面積要件ですが、本市の 3,000 m²以上の要件は満たしております。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会長職務
代理

引き続いて、当地区の担当 9 番、大田委員、補足説明をお願いいたします。

9 番

9 番、大田です。

9 月 5 日に、大野会長、事務局、宮本推進委員さんと、現地調査に行ってみました。

事務局の説明通りで、何ら問題はないと思われます。

皆様の慎重審議の程、よろしくお願いいたします。

会長職務
代理

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

	(質問、意見なし)
会長職務代理	質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。 本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
会長職務代理	挙手多数であります。 よって、本件は、許可することに決定をいたしました。 以上で、私の議長としての役目は終わりました。 ご協力ありがとうございました。 (松田職務代理降壇、会長入室)
議 長	続きまして、議案第1号番号2について、審議をいたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長補佐	それでは、説明に入ります。 番号2。 土地の所在、大字油谷久富字●●、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は3,641㎡。 譲受人は、油谷蔵小田▲▲▲▲番地、●●●●さん。 譲渡人は、福岡県宗像市●●▲丁目▲▲番地▲、●●●●さん、ほか1名。 権利の種類は、所有権の移転です。 理由としまして、譲渡人は、今まで耕作を農家へ依頼してきたが、後継者がいないことから譲受人に売り渡すこととした。譲受人は、小作農地であったので所有者の意向により農地を購入することとした。 申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページをご覧ください。長門市役所油谷支所から東へ約1.2kmに位置する農地です。 また、5ページには公図を添付しております。 農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。 第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。 第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、本市の3,000㎡以上の要件は満たしております。

第6号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当4番、林委員、補足説明をお願いいたします。

4 番

4番、林です。

今月5日に、大野会長、事務局の方、大田推進委員さんとともに、現地確認をまいりました。

この●●さんは、今までも、ここを小作されており、周辺もたくさん作っております。

また後継者も、娘さんのお婿さんが、名義は違いますが、一緒に農業されていきますので、問題はないと思います。

皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第1号番号3について、審議をいたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

番号 3。

土地の所在、大字渋木字●●●、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 2,050 m²。

譲受人は、渋木▲▲▲番地、●●●●●さん。

譲渡人は、渋木▲▲▲番地、●●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲渡人は、高齢であることや後継者もいないため、賃借人に売り渡すこととした。譲受人は、当該農地を借り受け水稻作付を行っていたところ、譲渡人から申し出があった。自己所有の隣接地であり、一体的に管理できることからこれに応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 6 ページをご覧ください。JR 美祢線渋木駅から東へ約 2.2 km に位置する農地です。また、7 ページには公図を添付しております。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の下限面積要件ですが、本市の 3,000 m²以上の要件は満たしております。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 13 番、岡本委員、補足説明をお願いいたします。

13 番

13 番、担当の岡本です。

9 月 5 日、大野会長さん、事務局の方、中村推進委員と私で、現地確認に行っていました。その時にですね、周りは早もので、もう全部刈って

あるんですよ。特に今やけえ、遅ものがありました。その遅ものが、●●さんの田と、●●さんの田であります。それでまあ、私が知っているかぎり、20年ぐらい前からですね、●●さんは百姓をやめて、●●さんに全部任せておられました。

だからですね、まあ、2枚の田が並んでいるわけですよ。だからまあ、何も問題なしにいけるんじゃないかと思っています。

皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員からの説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。2ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和4年9月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字東深川字●●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は928㎡。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、萩市大字●●●▲▲番地、●●●●株式会社、代表取締役●●●●●●さん。

譲渡人は、長門市東深川▲▲番地▲、●●●●●●さんです。

転用の目的は、3区画の宅地分譲です。

理由としまして、譲受人は、申請地周辺は宅地化が進行しており、交通

の便もよく、住宅の需要が見込まれるため、宅地分譲を計画することとした。譲渡人は、高齢で、また耕作の意思もなく、他に農作業の委託先も見つからないことから、売買に応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 8 ページをご覧ください。J R 山陰本線仙崎支線仙崎駅から南に約 270m に位置する農地です。

また、9 ページには公図を、10 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、都市計画法での非線引都市計画区域にある農地で、第一種住居地域に用途指定されております。

農地法施行規則第 44 条第 3 号が適用され、転用許可可能な第 3 種農地に該当するものと考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、金融機関の通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 1 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により農業用排水路に放流し、水利組合への説明も行っており、住宅建築後の污水については公共下水道により処理するため、問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 17 番、山近委員、補足説明をお願いいたします。

17 番

17 番、山近です。

9 月 5 日、大野会長さん、西川推進委員さん、事務局と私の 5 名で、現地調査をいたしました。

具体的な場所は、●●中学校と仙崎駅を結ぶ、●●道路の中間点でございます。周りはもう、宅地化されておって、今、説明がありましたように、

第3種農地でございますので、問題はないかと思っております。

以上です。

皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は許可することに決定をいたします。

続きまして、番号2について、審議をいたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

番号2。

土地の所在、大字西深川字●●●、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、
現況ともに田、台帳面積1,469 m²。

権利の種類は、使用貸借による権利の設定です。

借受人は、山口市●●●●●▲丁目▲番▲号、有限会社●●●●●、代表
取締役、●●●●●さん。

貸付人は、西深川▲▲▲▲番地、●●●●●さん、ほか1名。

転用の目的は資材置場です。

理由としまして、借受人は山口市の建設業者であるが、長門市の施工工
事が多く、物件を探していたところ適地が見つかった。貸付人は、高齢の
ため耕作が困難となっており、他に農作業の委託先も見つからず、耕
作地の縮小のために貸付に応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び11ページ
をご覧ください。JR美祢線板持駅から北西に約1.3kmに位置する農地で
す。

また、12ページには公図、13ページには土地利用計画図を添付してあり
ます。

ここで、「農地法審査基準」4ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、申請地は、農業公共投資の対象となって

いる農地で、農地法施行令第12条第2号が規定する第1種農地であり、原則許可しないこととなっております。

ここで、転用許可方針(2)をご覧ください。

本件は一時的な転用であって、かつ当該利用目的を達成するうえで、当該農地を供することが必要であると認められる場合であり、農地法施行令第11条第1項第2号に該当し、許可可能な案件です。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、必要な経費は発生しないとのことで、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から直ちに着手し、令和7年8月末には原状回復する旨の誓約書の提出を受けており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については自然流下により道路側溝に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、本案件は令和4年8月頃に発生した無断転用であり、農地法を無知覚であったこと、今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

引き続いて、当地区担当の7番、高林委員、補足説明をお願いいたします。

7番

7番、担当の高林です。

9月5日の現地確認は、私は所用のため、推進委員の上野さんをお願いいたしました。

この土地は、現地確認以前に、地主さんより電話があり、現地調査をいたしました。地主さんのお話では、自分の会社の資材置き場に変更したいとの旨のお話で、現地に行きました。

行ってみると、まだ許可が下りていないのに、13ページの図のように、コンボや真砂土などの資材を置いていたので、農業委員会に行き、協議をいたしました。

この土地は第1種農地であり、農業施設以外では許可ができないため、その旨を地主さんに申し上げました。その後、地主さんと協議を重ね、特例として3年間の一時転用の許可をもらい、使用貸借による権利の設定をしてもらいました。

3年後には農地に戻し、原状回復をします。今回は、地主さんより誓約書もあり、また、始末書も書いていただき、今後、二度としないように申し上げました。

こんな状態ですが、皆様方のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

事務局長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取し、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、番号3について、審議をいたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

番号3。

土地の所在、大字東深川字●●、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は982㎡、ほか1筆、合計面積は2,613㎡。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、萩市大字●●●▲▲番地、●●●●株式会社、代表取締役、●●●●●さん。譲渡人は、広島市東区●●▲丁目▲▲番▲▲号、●●●●●さんです。

転用の目的は、10区画の宅地分譲です。

理由としまして、譲受人は、申請地周辺は宅地化が進行しており、教育機関への便もよく、住宅の需要が見込まれるため、宅地分譲を計画することとした。譲渡人は、遠方に居住し、また耕作の意思もなく、他に農作業の委託先も見つからないことから売買に応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び14ページ

をご覧ください。長門市役所本庁から南南東へ約1kmに位置する農地です。

また、15ページには公図を、16ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」7ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、都市計画法の非線引都市計画区域にある農地で、第一種低層住居専用地域に用途指定されております。

農地法施行規則第44条第3号が適用され、転用許可可能な第3種農地に該当するものと考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、金融機関の通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から1年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により農業用排水路に放流し、水利組合への説明も行っており、住宅建築後の汚水については公共下水道により処理するため、問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の17番、山近委員、補足説明をお願いいたします。

17番

17番、山近です。

番号1に引き続き、現地調査をいたしました。

場所は、●●中学校裏、●●道路の間の農地でございます。

番号1と同様、宅地化の進んだ第3種農地で、問題はないと思います。

以上です。皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は許可することに決定をいたします。
引き続き、議案第 3 号、長門市空き家に付随した農地の指定申請について、を議題といたします。
事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。3 ページをご覧ください。
議案第 3 号、長門市空き家に付随した農地の指定申請について。
空き家に付随した農地の指定申請があったので、審議を求める。
令和 4 年 9 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。
番号 1。
土地の所在、大字三隅下字●、地番▲▲▲番▲、登記地目は雑種地、現況地目は畑、面積は 156 m²。ほか 1 筆。
所有者は、大阪府枚方市●●●●▲丁目▲▲番▲号、●●●●●さん、ほか 1 名。
空き家の所在地は、三隅下▲▲▲番▲で、空き屋バンク登録日は、令和 4 年 7 月 29 日です。
申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 17 ページをご覧ください。J R 山陰本線長門三隅駅から東へ約 100m に位置する空き家の南にある農地です。
また、18 ページには公図を添付しております。
ここで、「農地法審査基準」18 ページの「長門市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準」第 4 条、適用条件をご覧ください。
なお、判断を必要としない適用基準については、説明を省略させていただきます。
(1) 農地の状況についてです。一部に蔦が繁茂しているものの、除草で十分に耕作できる状況にあり、指定は可能と考えます。
(2) 空き家及び空き家に付随した農地の所有者は、同一です。
また、第 6 条、指定することができない農地、には該当しておりません。
以上のことから、この案件につきましては、「長門市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準」を満たしていると考えます。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当は私、19 番、大野でございますので、補足説明をいたします。

事務局から説明がありましたが、現地は、長門三隅駅の構内と言ってもいいくらいの場所にある所でございます。

2ヶ所ほどありまして、1ヶ所は家の前に、ブロックで周りを囲ったような、家庭菜園ができるような土地でございます。もう1ヶ所は、線路をまたいだ反対側の場所でございますが、クリの木などが植えられておりましたが、その下は、今言われましたように、草を刈って、野菜を作ろうと思ったら、出来るような状況でございます。

簡単ではございますが、事務局、担当委員の説明は以上でございます。本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

・(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件に関する農地は、空き家に付随した農地に指定することに決定をいたします。

続いて、番号2について、事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

番号2。

土地の所在、大字向津具下字●●、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は255 m²、ほか1筆。

所有者は、北九州市小倉南区●●●▲丁目▲▲番▲▲ー▲▲▲▲号、●●●●さん。

空き家の所在地は、向津具下▲▲▲▲番地▲で、空き屋バンク登録日は令和4年8月8日です。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び19ページをご覧ください。長門市役所向津具出張所から南南東へ約420mに位置する空き家の、更に南南東、約220mにある農地です。

また、20ページには公図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」18ページの「長門市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準」第4条、適用条件をご覧ください。

なお、判断を必要としない適用基準については、説明を省略させていた

できます。

(1) 農地の状況についてです。雑草が繁茂しているものの、草刈りを行うことで十分に耕作できる状況にあり、指定は可能と考えます。

(2) 空き家及び空き家に付随した農地の所有者は同一です。

また、第6条、指定することができない農地には該当しておりません。

以上のことから、この案件につきましては、「長門市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準」を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 10 番、大汐委員、補足説明をお願いいたします。

10 番

10 番、大汐でございます。

9 月 5 日に、大野会長さん、事務局、当地区の推進委員の井上さんと私とで、現地確認をいたしました。

この土地につきましては、以前から草刈り等はされておられたんですけれども、なかなか何かを作るという所ではございませんでした。

この度、空き家と一緒にこの農地をひっつけるというお話を伺って、現地を確認いたしました。それで今、現況は、所有者の方で、春にも刈られて、この度、確認の際にも、ある程度の草刈りはされておるような状態です。あとは、空き家を購入する、または借りる方が、どのような形で管理されるかは、また確認なり、経過観察という形で、見ていかないといけなかなと思っておりますが、特に問題はないと思いますので、皆様のご審議の程を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件に関する農地は、空き家に付随した農地に指定することに決定をいたしました。

続きまして、議案第 4 号、農地転用の事業計画の変更について、を議題

といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明に入ります。4ページをご覧ください。

議案第4号、農地転用の事業計画の変更について。

農地法施行細則第6条の規定により、下記事業計画変更承認の申請があったので意見を求める。

令和4年9月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和2年11月の総会でお諮りした案件で、令和2年11月19日付けで許可しております。

土地の所在は、大字西深川字●●、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は346㎡。

申請人は、●●●合同会社、代表社員、●●●●●さん。

変更の区分は、施設等の概要の変更となります。

当初計画では、農機具倉庫及び駐車場を整備する計画でしたが、野菜、果実等の冷蔵倉庫が必要となったため、農機具倉庫を冷蔵コンテナに変更する旨の事業計画変更承認の申請となります。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び21ページをご覧ください。

また、22ページには公図を、23ページには変更後の土地利用計画図、24ページには変更前の土地利用計画図を添付しております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(補足説明、意見なし)

議 長

議案全体について質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件を承認することに決定をいたしました。

続きまして、議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明に入ります。5ページをご覧ください。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議を求める。

令和4年9月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

10月1日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の2つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。

賃貸借が、長門地区のみで、1件2筆の4,880㎡となります。

詳細につきましては、6ページをご覧ください。

次に、8ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借が、油谷地区のみで、1件2筆の5,809㎡となります。

詳細につきましては、9ページをご覧ください。

基盤強化促進法第18条第3項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

(補足説明、意見なし)

議 長

議案全体について質問、ご意見はありませんでしょうか。

14番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

14番

14番、木村です。

10ページの、農地集積の経営面積一覧表、株式会社の分は、先月の総会

でも確か集積があったから、ここの小作地のところへ先月の面積を持ってこんといけんのじゃないかと思いますが。

事務局長
補佐

はい、お答えいたします。

先月、大量の利用権設定の審議をしていただきましたが、こちらの方の契約が有効になるのが、この9月末の県の公告の後になりますので、現段階では、台帳上はゼロということになります。

よろしいでしょうか。

14番

はい、分かりました。

議長

他に、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。

よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告事項の1の説明をお願いします。

事務局長

それでは、説明に入ります。11ページをご覧ください。

報告事項1、土地現況証明報告、非農地証明でございます。

番号1。

令和4年9月5日付けにて、大野会長、末永委員、上手推進委員、事務局とで現地を確認いたしまして、山林及び原野として証明をしております。

ほか4件の証明をしております。

以上でございます。

議長

ただいま、事務局より報告事項の1について説明がございましたが、それぞれ、地区担当の方のご協力をいただきまして、ありがとうございました。

続きまして、報告事項の2の説明をお願いします。

事務局長

それでは、12 ページをご覧ください。
報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの。
通常の利用権設定に係る合意解約でございます。
番号 1。
令和 4 年 7 月 28 日に合意解約しております。
ほか 1 件の合意解約でございます。
以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項の 2 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項の 3 の説明をお願いします。

事務局長

では、説明いたします。13 ページをご覧ください。
報告事項 3、農地一時転用報告でございます。
番号 1。
令和 4 年 8 月 23 日に受理しております。
ほか 1 件の農地一時転用となります。
以上でございます。

議 長

ただいま、事務局より報告事項 3 について説明がございましたが、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、その他、事務連絡等がありましたら、お願いをいたします。

事務局長
補佐

それでは、その他、事務連絡をさせていただきます。
まず、農業委員、農地利用最適化推進委員合同研修会を、10 月 14 日、金曜日、13 時から、市役所 4 階会議室で開催いたします。
10 月の定例総会は、研修会終了後に開催いたします。
なお、現地調査につきましては、10 月 5 日、水曜日を予定しております。
該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等連絡致しますので、ご立会をよろしくお願いいたします。
また、10 月 26 日、水曜日には、長門、三隅地区で、10 月 31 日、月曜日には、日置、油谷地区で、第 4 回農地利用最適化推進地区別会議を開催い

たします。ご出席の程、よろしくお願いいたします。

その他、事務連絡については、以上となります。

議 長

それでは、以上をもちまして、9月の定例総会を終了いたします。
お疲れでございました。

終了時間 午前 10 時 50 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和4年9月15日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 山 近 洋 祐

議事録署名委員 松 田 昭 洋